

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 現状【立地】

日立市十王地区(旧十王町)は、茨城県の北東部に位置している。東は太平洋に面し、西は阿武隈山地が連なる。中心部を十王川が流れ、北は高萩市、西は常陸太田市に接する。東京からは約 150 km、面積 72.12 km²の地区である。山地と河川、海岸線を保持し、鶺鴒の岬がある伊師浜は海蝕崖と砂浜からなる地形を形成している。

② 想定される地域の災害リスク

(地震) 「茨城県地震被害想定調査報告書」より

本市に特に影響を及ぼすと想定される地震は、③ F1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震である。日立市は最大震度 7 で、最大の人的被害は、冬季深夜発生で死者 340 名、負傷者 2,300 名、建物被害は、全壊 4,900 棟、半壊 11,000 棟と想定されている。

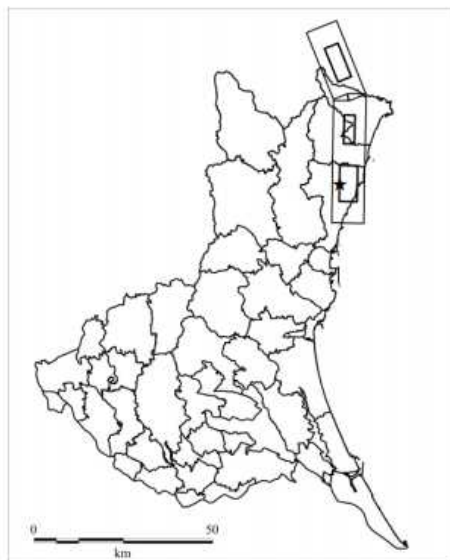


図 3.2-3 F1 断層などの連動の地震の断層モデル

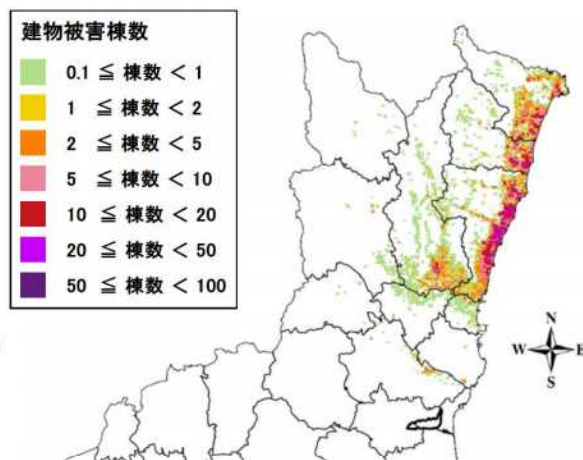
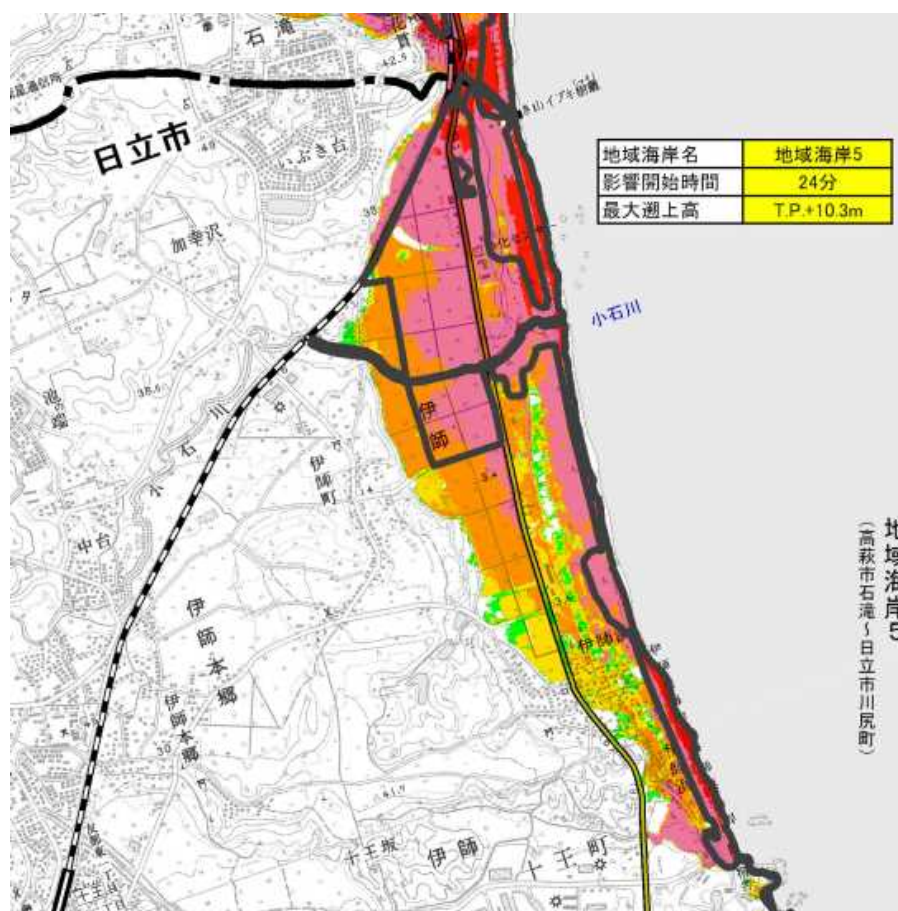


図 5.3-1 建物被害分布 (F1 断層などの連動の地震、冬深夜) (半壊棟数)

(津波) 「茨城県津波浸水想定」より

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日に示した。これを受け、茨城県では、「津波浸水想定」を検討しており、東北地方太平洋沖地震津波と県が新たに想定した津波（延宝房総沖地震津波の震源域等を参考にした地震）の2種類の津波を想定した津波シミュレーションを実施し、その結果を重ね合わせて最大となる浸水域、浸水深を抽出し、伊師浜地区では影響開始時間24分、最大遡上高10.3Mと想定している。事業所としては民宿経営者が点在。



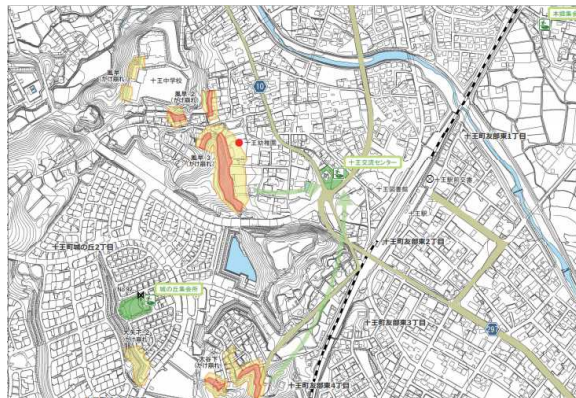
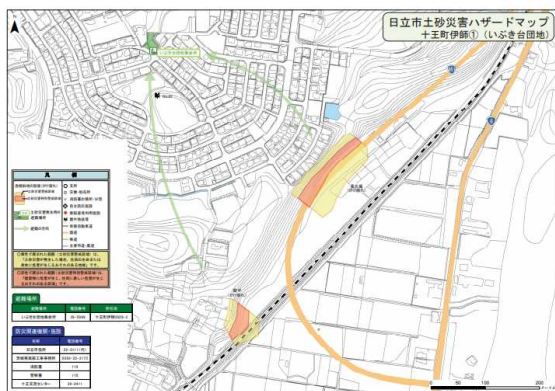
(洪水) 「市ハザードマップ」より

当地区を流れる 2 級河川、十王川流域で想定されたハザードマップによると、最大浸水深 5m～10m が予想されている。流域は十王地区の中心部であり、住宅地が広がり、小売、飲食、サービス業などの各事業所が点在している。



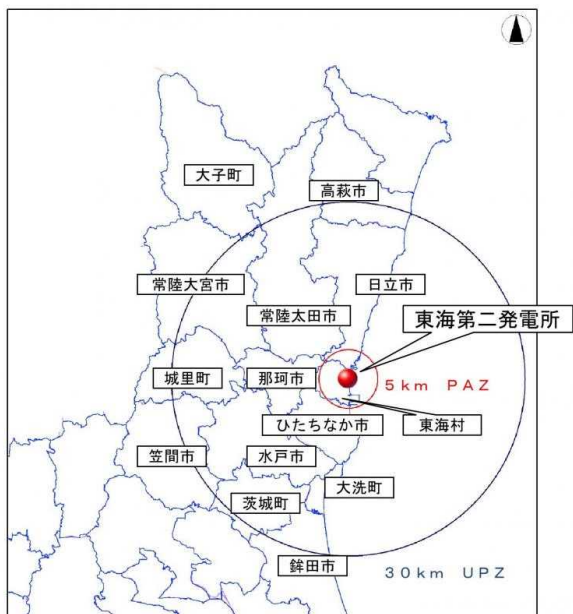
(土砂災害) 「市ハザードマップ」より

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域は、当地区では山間地域を中心に分布している。そのほかにも、団地造成地周辺等の段丘崖に分布。



(原子力災害)「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)」より

日立市は、東海第二発電所から 30 キロメートル圏内であることから、当該地域を UPZ 圏内(緊急防護措置を準備する区域)として、原子力災害対策重点区域に位置付けられている。



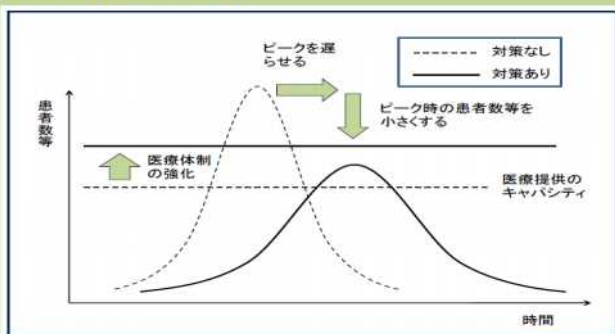
(東日本大震災における被害の状況)

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災では、日立市でも震度 6 強の強い揺れを観測し、緊急搬送 161 人(重症 6 人、中等症 38 人、軽症 117 人)の人的被害があった。家屋被害状況は全壊 316 件、大規模半壊 466 件、罹災証明発行 9,959 件であった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【対策効果 概念図】



- 本市における被害想定(人口約19万人で推計)
- り患率 人口の約25%
 - 医療機関受診患者数 1.9万人~3.7万人
 - 入院患者数 800人~3,000人
 - 死亡者数 250人~1,000人
 - 従業員の欠勤 最大40%程度(ピーク時の約2週間)

※上記の想定は、ワクチンや抗ウイルス薬等の効果、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

日立市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要(日立市保健福祉部健康づくり推進課)より

(2) 商工業者の状況

「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」(総務省統計局)より

- ・ 商工業者数 278 人
- ・ 小規模事業者数 235 人

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	53	52	市内に広く分散している
	製造業	41	30	
	卸売業・小売業	69	54	
	サービス業	90	78	
	その他	25	21	
	合計	278	235	

(3) これまでの取組

①市の取組

1) 日上市地域防災計画の策定

災害対策基本法第 42 条、及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、市域にかかる風水害、地震災害、原子力災害等について、災害防災、応急対応、及び災害復旧にいたる一連の防災活動並びに警戒宣言発表時における事前措置を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とした計画を策定した。

2) 日上市国土強靱化地域計画の策定

国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、東日本大震災などから得られた教訓を踏まえ、甚大な被害の発生を避けること、また、これらの災害でありがちな事後における対策の繰り返しを避けるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施するとともに、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った安全・安心な社会を作り上げることを目的として、計画を策定した。

3) 日上市総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、災害時の広報手段や避難所機能、地域での防災体制の充実など、危機管理体制の強化を図るため、「災害に強いまちづくりの推進(防災・減災)」を推進している。

4) 総合防災訓練及び自主防災訓練の実施

5年に1回のペースで、自主防災組織や小中学生、各防災関係機関による総合防災訓練(人命救助

訓練、救援・救護訓練等)を実施している。

また、毎年、地域のコミュニティごとに小学校等と連携した自主防災訓練を実施している。

5) 防災に関する情報提供

各種防災情報については、各種広報(市報・行政放送・戸別無線機による防災行政無線・緊急情報等メール配信サービス等)のほか、市ホームページにおいて防災関連の情報提供を実施している。

6) 防災備品の備蓄

日立市地域防災計画に基づき、災害時に対する備品を備蓄している。

7) 日立市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき、市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進事項、実施措置等を定めた計画を策定している。

8) 日立市新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び緊急総合相談窓口の設置・運営

市役所内に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、国・県の動向を見極めながら、的確な対応を行うとともに、市役所内に新型コロナウイルス緊急総合相談窓口を設置し、生活支援や事業者支援をはじめとした各種相談に対応している。

9) 日立市新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業等に対する支援策の実施

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等に対し、市独自の事業継続支援や資金繰り支援、雇用維持支援を実施している。

②当会の取組

(自然災害)

・事業者へBCP(事業継続力強化計画を含む)に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では中小企業庁作成のチラシである「事業継続力強化計画の認定制度が始まります!」や「事業継続力強化計画」認定制度のご案内を巡回訪問等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

BCPの必要性が高まっている現状をふまえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーの周知と斡旋を行ってきた。

・損害保険への加入促進

当会では、(1)業務災害補償プラン、(2)ビジネス総合保険、(3)火災共済について、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

- ・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、下記の防災用品を当館に備蓄している。
懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、工具類、ゴミ袋、飲み水ペットボトル等

(感染症)

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・全国商工会連合会、日立市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

(その他)

- ・相談窓口の設置：資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談対応を行っている。

II 課題

当会における、小規模事業者の防災対策への支援における課題は下記のとおりである。

- ・緊急時における当市と当会との連携や協力体制が整っていない

現状では、緊急時における当市と当会との連携や協力体制が確立されていないため、発災時・発災後における連携や協力体制を確立する必要がある。

- ・事業者のBCP策定が進んでいない

管内事業者のBCP策定については小規模事業者の関心が低く、策定状況は低調であると思われる。近年の災害状況を見ると、当市と連携を強化し、小規模事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画策定の啓発活動の強化が必要である。

- ・策定支援のスキル習得不足

当会経営指導員等のBCP策定に関する支援スキル習得が不足している。今後、経営指導員等が専門知識を身につけ、的確な助言を行えるようにしていくことが必要である。

- ・感染症対策

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市の間に被害情報報告ルートを構築するとともに、

速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、平時から組織内における体制や関係機関との連携体制を構築する。

- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

管内小規模事業者に対し、巡回時の説明等により、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者のBCP策定支援を強化する。

- ・事業継続力強化計画認定 2社/年

- ・経営指導員等のBCP策定支援に関するスキル向上

経営指導員等向けのBCP関連の研修を積極的に受講し、スキルアップを図るとともに、専門家等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

①事前の対策

- ・多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように支援する。
- ・市と連携を密にし、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会会報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事

業継続力強化計画等) に積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年度までに事業継続力強化計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレットの設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画等）等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員等が巡回窓口指導等で確認し、随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・（必要に応じて）日立市と会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当会と各市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

②発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後概ね1時間以内に職員の安否確認を行う。

SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身はまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に市・県連と情報共有する（被害規模の目安は以下を想定）。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有

- ・当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。特別な状況変化があればその都度共有する。

発生後～1週間	原則1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

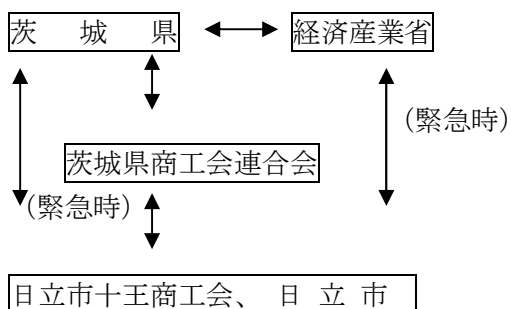
4) 被害情報の報告

- ・当会と当市で情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。
また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は日立市より連合会を通じて茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

(被害状況様式)

産業戦略部管理記録簿の被害状況

<table border="1" style="float: right;"> <tr><td>調査年度</td><td></td></tr> <tr><td>調査月</td><td></td></tr> <tr><td>調査日</td><td></td></tr> </table>		調査年度		調査月		調査日																																											
調査年度																																																	
調査月																																																	
調査日																																																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> ①被災状況の概要 ②被災状況の概要 ③被災状況の概要 </td> <td style="width: 33%;"> ④被災状況の概要 ⑤被災状況の概要 ⑥被災状況の概要 </td> <td style="width: 33%;"> ⑦被災状況の概要 ⑧被災状況の概要 ⑨被災状況の概要 </td> </tr> </table>		①被災状況の概要 ②被災状況の概要 ③被災状況の概要	④被災状況の概要 ⑤被災状況の概要 ⑥被災状況の概要	⑦被災状況の概要 ⑧被災状況の概要 ⑨被災状況の概要																																													
①被災状況の概要 ②被災状況の概要 ③被災状況の概要	④被災状況の概要 ⑤被災状況の概要 ⑥被災状況の概要	⑦被災状況の概要 ⑧被災状況の概要 ⑨被災状況の概要																																															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">被災状況の概要</th> <th colspan="2">被災状況の概要</th> <th colspan="2">被災状況の概要</th> <th colspan="2">被災状況の概要</th> <th colspan="2">被災状況の概要</th> <th colspan="2">被災状況の概要</th> <th colspan="2">被災状況の概要</th> <th colspan="2">被災状況の概要</th> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種																
被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要		被災状況の概要																																			
業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種																																		

④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、日立市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和4年12月現在)		
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)		
日立市十王商工会 会 長	日 立 市 産業経済部長	
日立市十王商工会 法定経営指導員	日 立 市 商 工 振 興 課	日 立 市 防 災 対 策 課
_____	_____	
連携・連絡調整	確認・連携	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
①当該経営指導員の氏名、連絡先 佐々木 徹 (連絡先は後述(3)①参照)		
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)		
・本計画の具体的な取り組みの企画や実行		
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)		
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先		
①商工会/商工会議所		
日立市十王商工会		
〒319-1304 茨城県日立市十王町友部 1596-3		
TEL:0294-39-2086 FAX:0294-39-5246		
E-mail: juuou_s@jsdi.or.jp		
②関係市町村		
日立市役所 商工振興課		
〒317-0065 茨城県日立市助川町 1-1-1 本庁舎 5F		
TEL:0294-22-3111 (内線 471, 775) FAX:0294-24-1713		
E-mail: shoko@city.hitachi.lg.jp		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
セミナー開催費	400	400	400	400	400
専門家派遣費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日立市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

※ 連携者なし。